

令和5年2月6日

南越前町長 岩倉 光弘 様

南越前町環境審議会
会長 奥村 充司

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響
評価準備書に係る意見について (答申)

令和4年11月28日付け南建発第545号をもって諮問のありましたみだしの件について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書
に対する南越前町環境審議会からの意見について

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが滋賀県長浜市と福井県敦賀市及び南条郡南越前町の行政界付近において、39基、最大で総出力163,800kWの風力発電所を設置するものである。

この地域では、令和4年8月の豪雨により、当町にある荒井雨量局で8月4日と5日の2日間雨量580mm、時間最大雨量93mmと、観測史上最大を記録し、鉄道、道路、河川等の公共施設、農地及び農業施設、農作物、住家などに極めて甚大な被害を被った。

このような極めて甚大な被害を受けた地域が対象事業実施区域に含まれているにもかかわらず、必ずしも地域住民、土地所有者、事業関係者等の理解と協力が得られているとは言い難い状況である。事業者は、事業に伴って環境への影響が生じる場合に対してのより具体的な対応策及び昨年と同等の大雨が降った場合を想定した対応策について、地域住民等に対し積極的な情報発信と十分な説明を行うとともに、必要に応じて誠意ある対応を講じられたい。

また、当町では、「第2次南越前町総合計画」に、町の将来像として「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」を掲げるとともに、町民指標においても、「愛します 豊かな自然 海・山・里」と謳っている。これは、海・山・里の地形の変化に富んだ自然豊かな町を守っていこうという姿勢を示している。

特に、この地域は、“森の王者”を冠するイヌワシやクマタカ等、「種の保存法」において厳格に守られる希少野生生物等が生息し、かつ、自然性の高いブナ林が分布する等重要な自然環境を有している。さらに、事業実施区域を含め広大な面積の森林が「森林法」に基づき保安林の指定を受けており、この豊かな自然環境が地域住民の日々の生活基盤を守ってくれているのである。本事業は、このような重要な自然環境であり、かつ、下流地域を含む地域住民の安全な生活基盤を保障する森林環境を50ha以上にもわたり、自然環境保全上及び防災上重要な山岳尾根や斜面上部を改変するものである。

一方で、事業者から提出のあった環境影響評価準備書では、当該地域の自然環境の重要性への言及や地域特性への考慮が乏しく、予測評価において事実に基づいた科学的論述に欠ける部分が多い。

については、次の事項について適切に対処し、事業に伴う環境影響をできる限り回避又は最大限低減するよう特段の配慮を求める。

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、気象変動の影響による災害等への深慮、環境保全に関する最善の対策の導入など、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて環境影響評価書に記載し、適切な環境保全措置を講じること。
- (2) 環境影響評価書や説明資料などの作成に当たっては、次のとおりである。
 - ① 本事業の設計、建設及び管理運営、環境保全措置を担保する方法など、より分かりやすく、かつ、具体化した事業内容を記載すること。
 - ② 環境影響予測に関し、回避又は最大限低減できることを予測しがたい事項が見受けられるので、調査方法や調査期間、調査地点などの見直しを行い、論理的で、かつ、丁寧な予測評価となるよう是正すること。
 - ③ 予測しにくい項目において事後調査を行うのであれば、その調査手法と期間、対応方針等、計画内容に関し具体的に記載すること。
- (3) 地域住民等に対する説明会や意見・要望を聴取する機会の確保については、環境影響評価法その他の法令で規定されるもののみでなく、必要に応じて適宜実施し、その意見や要望に対しては、十分な説明と誠意ある対応を行うなど、地域住民の理解醸成を図り、もって地域住民との合意形成に資すること。

2 個別的事項

詳細については、別紙のとおり

- (1) 騒音、超低周波音等について
 - ① 建設機械の騒音諸元について
- (2) 水環境（工事中を含む。）について
 - ① 濁水対策に対するメンテナンス及び事後調査について
 - ② 沈砂池について
 - ③ 工事中道路の排水について
 - ④ 改変区域内の排雪所の設置について
 - ⑤ 法面等の緑化について
 - ⑥ 水環境全般について
 - ⑦ 降水量の考え方について
 - ⑧ 沈砂池排水口の最寄り河川等常時流水地点の予測について
- (3) 動物、植物、生態系について
 - ① 8月大雨後の生態系調査について
 - ② ホンドモモンガ等について
 - ③ 環境影響予測について
 - ④ 希少猛禽類のデータについて

- ⑤ 事後調査の計画について
- ⑥ 植物に係る環境保全措置について
- ⑦ 事後調査の期間について
- ⑧ 植物の環境影響の回避、低減に係る評価について
- ⑨ ダンケカンバ群落について

(4) 風景について

- ① 風力発電機視認状況の予測結果について

(5) 廃棄物、残土について

- ① 切土、盛土について

(6) その他について

- ① 北陸新幹線建設工事、吉野瀬川ダム建設工事の例
- ② フォトモンタージュについて
- ③ 災害対策について
- ④ 自然災害について
- ⑤ 低周波音による影響について
- ⑥ 土地改変に伴う影響について
- ⑦ 風力発電の利点について
- ⑧ 特定対象事業の名称について
- ⑨ 資料の不備について

個別的事項 詳細

項目名	事項名	内 容
(1) 騒音、超低周波音等について	① 建設機械の騒音諸元について	P621 表10.1.1.3-13 建設機械の騒音諸元について、表中に風車ヤード工事で盛土に使う機械が計上されていない。また、掘削した土砂やアスファルトを運ぶためのダンプが計上されていない。
(2) 水環境（工事中を含む。）について	① 濁水対策に対するメンテナンス及び事後調査について	<p>濁水対策が不十分で予測も不十分である。さらには工事完了後からのメンテナンス計画（沈砂池や工事用道路の維持・管理・補修、緊急時の対応）についても考え方が示されていない。</p> <p>そもそも、濁水は発生しないという予測自体が不適切である。事故や施工不良、想定外の気象などで濁水発生の可能性が否定できない以上、濁水に関するモニタリング調査や事後調査を継続して行うべきである。</p> <p>濁水は河川生態系に大きな影響を与え、特に内水面漁業はその影響を直接受けるものである。ひとたび濁水が発生した場合、その原因を特定でき、的確な対策が素早く講じられるように常時から観測体制を取っておくことが必要である。</p> <p>発電事業者は8月大雨後の水質、魚類、底生動物等の事前調査を改めて行い、工事中のモニタリング調査、完成後の事後調査と継続していくことが必要である。</p> <p>調査方法は試料採水、捕獲、採取、環境DNA調査等を駆使し、影響する地域及び比較対象として地域外も行うべきである。</p>
	② 沈砂池について	<p>「林地傾斜と濁水到達距離の関係」の資料に基づいて濁水の浸透予測がされている。しかし、降雨や土質、植生について現地の条件は様々であるにもかかわらず、資料にはその要素が入っていない。</p> <p>濁水は豪雨の際に発生する。豪雨時には山腹の土壌水分も多く、想定どおりの土壌浸透は期待できない可能性が極めて高い。したがってこの予測は不適切である。もっと精度の高い影響予測が必要である。</p> <p>また、浮遊物質量の算定に使用する降雨条件は59.7mm/hを使用しているが、8月5日に気象台が観測した今庄観測所での記録は74mm/hである。また降り始めてからの総雨量は426mmである。</p> <p>このような豪雨では、想定している流入浮遊物質量2,000mg/ℓという値は根拠を失っている。実際には想定を超えた多量の浮遊物質が流入してくる。</p> <p>したがって、沈砂池排水口と土壌浸透で濁水が抑止できるという保証は全くない。準備書の予測は不適切である。</p>

<p>(2) 水環境（工事中を含む。）について</p>	<p>③ 工事用道路の排水について</p>	<p>工事用道路の排水は側溝で集水し、横断溝で排水する計画であるが、これは山腹中に新たな出水箇所を発生させることを意味する。これにより山腹が侵食、崩壊し濁水発生の原因となる可能性がある。</p> <p>横断溝の流末にフトンかごを設置して浸食を防ぎ、さらに排水の土壌浸透を促す方法は短期的には効果があるが、長期的にはフトンかごの基礎底面から浸食され、効果がなくなり、貴重なブナ林はダメージを受け、濁水が発生する。このような状況はすでに多くの林道で見られる。</p> <p>工事用道路の排水は、開発区域全てに関わることであり、風力発電機ヤードとは比較にならないほどの対象面積である。しかしこれについては何の予測もされていない。簡易的な処置で排水を土壌浸透させることに期待しているようだが、そうならないのは明らかである。</p> <p>準備書の工事用道路排水の予測は不十分であり、徹底した予測と対策が必要である。</p>
	<p>④ 改変区域内の排雪所の設置について</p>	<p>P19 図2.2-4（8）</p> <p>冬季間は工事をしないという説明であるが、なぜ盛土をしてまで排雪所が必要なのか事前の説明がない。それも進入口に近いところで、2カ所しかない。うち1カ所は約2,500㎡の敷地を盛土造成している。ここから約2.5kmに戻れば元スキー場跡地があるので、その必要性を感じない。</p>
	<p>⑤ 法面等の緑化について</p>	<p>P31 ②</p> <p>法面等の緑化について、吹付けに用いる種子の種類や緑化工法等については、在来種で、かつ、シカの食害を受けにくい種で、土質の条件を勘案しての緑化とあるが、そのような植物が存在するとは考えにくい。里でシカの食害にあっていないのはススキなどの雑草である。</p> <p>さらに、風車ヤード敷地は緑化ではなく、チップ又は碎石を敷くことで希少猛禽類のえさ場としないとある。</p> <p>動物による食害を防ぐことは大事だが、そのことにとらわれすぎて、被害にあわないために除去し、本来その地にないもの、現状にふさわしくないもので緑化及び獣害対策をするのは、大きな環境破壊といえる。</p> <p>車の通行に支障がないところは、法面同様にブナやミズナラ等を植栽し、現地の土での再生を行う必要がある。</p> <p>町民指標に「愛します 豊かな自然 海・山・里」とあるように、町民は常に自然を守り、その恵みを受けて豊かな生活を目指している。</p> <p>真っ白なキャンパスが緑色の絵の具で塗られたような緑化ではなく、現地の堆積土砂を利用し、ブナやミズナラ等の植栽で、再生する森の緑化とすべきである。</p>

<p>(2) 水環境（工事中を含む。）について</p>	<p>⑥ 水環境全般について</p>	<p>10.1.2 水環境 1.水質（水の濁り）P684～（b）予測</p> <p>本項目の調査は、造成等の施工による一時的な水の濁りについての調査に偏っているが、近年、土石流の被害が大きくなってきているため、完成後における降雨時の水の流れが周辺の環境にどう影響を与えるのか、予測調査が必要である。</p> <p>工事中における水の濁りの放出を避けるためだけの沈砂池だけではなく、市街地の開発時に設置する、雨水調整池のような役割も果たすための沈砂池とすべきである。</p> <p>当該地域は豪雪地帯であり造成工事が2年に渡るため、積雪時の調査について、水質⑦、⑩、⑪はいずれも高時川水系であり、日野川水系（支川孫谷川を含む）で行われていないのは調査の不備である。</p> <p>また降雨時での調査が1回、それも1日の雨量が13.0mmと少ないことに対し、P696の予測手法の設定条件では時間最大雨量となっていて、条件に合っていない。</p> <p>さらに、P712の（d）参考（沈砂池排水口の排水量及び排水中の浮遊物質量予測結果）の（ウ）降雨条件が、柳ヶ瀬観測所の最大時間雨量4.5mm等となっているが、気象条件の違う今庄観測所の数値が採用されていないのは不備である。この雨量については、少なくとも大雨注意報が出される程度の雨量を想定すべきである。それにより、完成後の風車ヤード内の降雨処理を行うための、沈砂池の大きさや排水口の大きさを決める基準にもなる。</p> <p>P715（3）中河内地区・丹生地区での河川濁り目視調査（写真撮影調査）が行われ、この調査結果は予測及び評価には用いないとあるが、降雨後の濁りの状況によっては、その上流における雨水がどのように流れ、地表にいかなる影響を与えながら流れてくるのかの評価につながると考える。</p>
	<p>⑦ 降水量の考え方について</p>	<p>10.1.2 水環境 P688 表10.1.2-4 降雨時調査時の降水量</p> <p>水環境の調査において、降雨時調査時の1日の降雨量が13mmでは少なすぎる。今庄観測所の2019年4月～12月の期間において、1日最大降水量の平均は約50mmであり、また、1日の最大降水量の最も少なかった9月においても20mmの降雨量である。</p> <p>近年、山の管理がされなくなり荒れてきているため、降雨による土石流の被害が大きくなってきていることから、少なくとも大雨注意報が発令される基準の降雨量において、現状の環境がどのような状況かを調査する必要があると考える。</p> <p>さらに、この地域は豪雪地帯でもあり、雪解け水による変化についても、しっかりと現状把握をすべきである。</p> <p>また、道路部の雨水排水については、P56 8 工事中の排水に関する事項で「横断側溝により谷川の林地に分散排水し排水を土壌浸透させる」とあるが、道路は舗装されるため路面を雨水が流れ、切土側に設置された側溝に流れる雨水とが横断側溝で合流し、一気に盛土側へ放出されることになり、降雨量によっては斜面の崩壊につながるおそれがある。</p> <p>住民説明会の資料ではシガラ柵による土砂流出防止対策をするとあるが、この準備書ではそこまでの明示はされていない。横断側溝のところの排水処理について、しっかりとした調査を行い、現状を把握するべきである。</p>

(2) 水環境（工事中を含む。）について	⑧ 沈砂池排水口の最寄り河川等常時流水地点での予測について	P697(ア) 沈砂池排水口の最寄りの河川等常時流水地点での予測について、No.36及びNo.39の風車ヤードに付帯する沈砂池からの排水は、「既存の道路に到達すると予測されるが、（中略）その先の常時水流まで到達しないと予測する。」とあるが、沈砂池からあふれた雨水が、既存の道路を横断して斜面を流れるのではなく、道路上を流れ下ることによる、路面への影響をどう予測するのか示されていない。
(3) 動物、植物、生態系について	① 8月大雨後の生態系調査について	<p>令和4年8月5日の大雨で、今庄地区は甚大な被害を被った。その後もこれまでにない長期間の濁水により、アユ漁は壊滅した。アユのみならず河川生態系を構築する水棲生物もほとんどが死滅に追いやられ、この地域の河川生態系は壊滅的な打撃を受けている。</p> <p>内水面漁業（アユ漁やイワナ・ヤマメ釣り）は健全な河川生態系の上に成り立っている。大雨以降、この地域の生態系の調査は行われておらず把握できていない。まずは発電事業者の方でしっかりと再調査を行い、現状を把握すべきである。その上で、打撃を受けた生態系がどのような時間経過の中で復元されていくかをモニタリング調査を行ったうえで予測評価を行う必要がある。</p>
	② ホンドモモンガ等について	<p>p.956表10.1.4-60(9)のホンドモモンガに対する影響予測において、消失する森林環境に対して「同様の環境が広く分布している」ことから生息地の維持ができるとされている。ここで、福井県内でホンドモモンガが減少している原因は、巣となる樹洞ができる大径木が消失することによるとされている（改訂版福井県レッドデータブック、p.41）。すなわち、ホンドモモンガの生息確保のためには樹洞の存在が必要なのであり、単に森林環境が存在することだけでは生息地が確保できるとはいえない。</p> <p>以上のことから、本影響予測では影響が低減できることが予測できるとはいえないと考える。福井県でのホンドモモンガの生息は局所的であり、当該地域におけるホンドモモンガの生息は福井県において重要である。</p> <p>なお、他の重要な種においても同様に、対象となる種の生態に照らした丁寧な予測評価が必要である。</p>
	③ 環境影響予測について	<p>p.961表10.1.4-60(14)のツキノワグマの影響予測をはじめ、多くの重要な種において「樹林環境は52.08ha(6.56%)が改変されるものの、本種は周辺地域にも広く生息すると考えられることから…」といった形式で影響は低減できるとされ、また、「本種は移動能力が高いこと…」から影響は小さいと予測されている。ここで、改変される面積が数%と表記されているが、実際に改変される面積は52haと広大であり、消失する面積はわずかとはいえない。また、ツキノワグマをはじめ、多くの哺乳類、鳥類等は、その個体、ないし個体群の行動圏を有しているのであり、移動によって平常な個体群の維持ができるとは限らないと考える。また、当該地域における対象種の環境収容力が飽和している場合、周辺に類似環境が残っていると、改変に伴い移動する個体ないし個体群が生残できないことも想定される。</p> <p>以上のことから、本影響予測では影響が低減できることが予測できるとはいえないと考える。対象となる種の生態に照らした丁寧な予測評価が必要である。</p>

<p>(3) 動物、植物、生態系について</p>	<p>④ 希少猛禽類のデータについて</p>	<p>p.1048希少猛禽類の項においてイヌワシ、クマタカの調査結果をみると、対象事業実施区域とイヌワシの営巣地は十数キロメートルと読み取れる。イヌワシ研究会からは、国内のイヌワシの行動圏は全国平均で60.8km²と報告され、100km²を超えるものも多いといわれる。すなわち、十数キロメートルの距離はイヌワシには十分近い距離であり、対象事業実施区域は主要な生息地ではないとされる準備書の記載は不適当である。</p> <p>また、クマタカにおいては、対象事業実施区域を取り囲むように9つのペアが近接した行動圏を持つことが示されている。風力発電所が建設される尾根筋にも多数の飛翔ルートが描かれており、対象事業実施区域はクマタカにとって重要な生息地であることは明らかである。</p> <p>イヌワシ、クマタカとも準備書の予測評価では事業実施による影響は軽微とされるが、論理的な考察とはいえ、適切な予測評価が行われているとは考えられない。</p>
	<p>⑤ 事後調査の計画について</p>	<p>p.1946～p.1947において、表10.3-1 (2) 事後調査計画(クマタカ)、表10.3-1 (3) 事後調査計画(イヌワシ)において、調査手法と対応方針に関する具体的な記載に欠けると考える。現時点で想定される概ねの調査地点数、調査回数を記載する必要がある。さらに、「環境影響の程度が著しいこと」についても、想定されるケースを取り上げ、その際の対応方法についても具体的に記載する必要がある。</p> <p>クマタカ、イヌワシは種の保存法に基づき保護の対象となっていることもあり、在野の専門家への助言・指導のみでは必要な対応が不足すると想定される。そうしたことも考慮した上で、事後調査計画を示すべきである。</p> <p>令和4年度第1回南越前町環境審議会(令和4年12月27日開催)で説明された「環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解」では、動植物・生態系に対する意見も多数寄せられている。これについて、意見に対する事業者の見解では事後調査で検証する旨の記載をされている(例: No.80、82、84、88、89、136など)。事後調査での検証による事業適正を主張されるのであれば、事後調査の計画内容を具体的に記載いただくことが必要と考える。</p>
	<p>⑥ 植物に係る環境保全措置について</p>	<p>p.1930表10.2-11植物に係る環境保全措置について、次の意見を述べる。なお、他頁でも同様の内容があるため、下記内容について同様に検討を願う。</p> <p>①植生の早期回復</p> <p>切盛法面に適切な緑化を行うとあるが、何をもち「適切」とされているのか不明である。実効性をもった、具体的な記載が必要と考える。</p> <p>なお、「在来種による緑化」とされる際は、在来種であっても他地域の個体の導入は植物の遺伝的多様性を乱す恐れもあることから、配慮した地域性系統の個体導入なども想定する必要があると考える。福井県内でも自然性の高い地域であることへの配慮を願う。</p> <p>②シカによる食害への対策</p> <p>シカ捕獲の実施による植物への影響が低減されるとある。植物の何に対する影響低減が期待されるのかが不明であることと、想定されるシカ捕獲の内容が明確でないうえで影響が小さいとされるのは、論理的な記載とはいええないものとする。</p>

(3) 動物、植物、生態系について	⑦ 事後調査の期間について	p.1946～p.1947において、表10.3-1 (2) 事後調査計画（クマタカ）、表10.3-1 (3) 事後調査計画（イヌワシ）において、調査期間が稼働後2年間は当初の計画において3～5年程度とすべきと考える。福井県ではクマタカ、イヌワシとも、繁殖成功率は低下しているといわれており、2年間の調査では十分な生息情報が得られないと考える。
	⑧ 植物の環境影響の回避、低減に係る評価について	P1738 10.1.5植物 ア. 環境影響の回避、低減に係る評価について、No.24風車ヤード付近は峠の由来となったトチノキ群落があり、以前は天然記念物になっていた大木があったため、この周辺は直接的、間接的にかかわらず、絶対的に改変は避けるべきである。そのことが評価されていない。 外来種の進入を防ぐため、工事関係車両の出場時（入場時ではないのか？）に、タイヤ洗浄を行うとあるが、完成後維持管理のためにこの区域に入る際はどのような対策をするのか。また、新設の道路が一般に開放された場合はどのような対応をするのか。 特にオオキンケイギクやセイタカアワダチソウはその繁殖率が高く、早期にこまめな駆除が必要である。
	⑨ ダケカンバ群落について	ダケカンバ群落について、p.1639には群落内容の記載があり、p.1642には植生図拡大図にその位置が示されている。これによると、ダケカンバの高木林が比較的広い面積存在しているとされている。一般に、ダケカンバは森林限界近く等の高標高地に生育することが主であり、山岳域とはいえ標高数百メートル程度の低標高地に一定の面積で分布することは貴重な存在であると考えられる。 ダケカンバ群落は対象事業実施区域内に分布するようでもあり、重要な存在であると位置付けて、予測対象とするべきである。
(4) 風景について	① 風力発電機視認状況の予測結果について	p.1873表10.1.7-3風力発電機の視認状況の予測結果において、「写真において明らかに捉えられる景観資源はない」と記載されている（例：杣山城跡、大桐地区、おおづめ橋（今庄）、大門地区、宇津尾地区、中河内地区、板取宿等）。一方で、南越前町では、町の第2次総合計画において、「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」を町の将来像として掲げ、「杣山城跡、今庄宿、中村家住宅をはじめとする地域固有の歴史・文化・景観について、保存・活用を図る」とされている。 町内で何気なく目に入る里山、川、集落、農地といった景観要素は、町で大切に思う地域固有の歴史文化の大切な景観資源ではないかと考える。これら景観資源は、南越前町が推進する観光業の重要な構成要素でもあるはずである。 そうした視点から、表中の予測結果は適切といえず、大きく見直しをすべきと考える。

(5) 廃棄物、残土について	① 切土、盛土について	<p>P57 2</p> <p>ここでは残土が発生しないように土量計算されているが、盛土に係る具体的な工法が示されていない。</p> <p>近年、大雨による盛土の崩壊、雪解け水の浸透による土砂崩れ等が発生していることを鑑みると、新設道路の設置による谷形成部への盛土や、大規模な排雪所・資材置き場等の造成に係る工法及び排水対策が示されていない。宇津尾谷川をはじめとする南越前町側の河川には、いくつもの砂防堰堤が設置されていることから、土石流の発生しやすい地域であるため、この排水対策を十分に示す必要がある。</p> <p>また盛土規制法が令和5年5月には施行され、盛土等により人家などに被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することができ、工事の内容を住民に説明するとともに、災害防止のための安全基準に適合することが許可の条件となることから、この盛土に係る工法については詳細な説明が必要である。</p>
(6) その他について	① 北陸新幹線建設工事、吉瀬川ダム建設工事の例	<p>北陸新幹線建設工事については河川環境の着工前の事前調査、工事中のモニタリング調査、事後調査を行ってきた。そしてその結果を明らかにして、地域住民等からの疑問に答え、不安を取り除いてきた。</p> <p>同じく吉瀬川ダム建設工事も現在工事中であるが、モニタリング調査を実施しているところである。</p> <p>このように、発電事業の規模の大きさや、貴重な自然を犠牲にして行う行為である点から考えて、事業者自らが積極的に調査を行い、利害関係者や地域住民の疑問に答え、不安を取り除いていくことは必須のことと考える。</p>
	② フォトモニタージュについて	<p>p.1820 景観の項において、フォトモニタージュにより、予測地点によっては視野に多くの施設が入るものとなっている。一方で、南越前町の地元住民には、まだ、こうした予測内容を知らない方が多いことも耳にしている。</p> <p>地域住民に十分な説明が必要である。</p>
	③ 災害対策について	<p>今回の8月5日の大雨のように、記録的大雨が降った時、幅広い舗装道路や風車ヤードなどから、川のように流れ出る雨が側溝や横断排水からあふれ出て、保水対策では間に合わないのではないかと。そのため、切土、盛土など土砂崩れが起きて集落に迫るおそれがあり、地域住民の安全確保に不安が残る。</p> <p>大雨から4か月余り経っているが、地域住民に対し豪雨対策についての説明がないことが遺憾である。</p>
	④ 自然災害について	<p>令和4年8月の記録的な大雨で多くの住民が被災し復旧復興が行われている中、事業者は当該事業を進めるのであれば、426.5mmと同等、またはそれ以上の降水量が降った場合の自然災害との関係を時間をかけて検証するべきである。</p>

別紙

(6) その他について	⑤ 低周波音による影響について	低周波音による影響について、漠然と悪影響を心配する意見があることがうかがえる。事業者は、科学的根拠に基づく考え方を示すなど、可能な限り丁寧かつ十分な説明に努められたい。
	⑥ 土地改変に伴う影響について	昨年8月の豪雨災害を経験して間もないことから、濁水対策や土砂流出防止策について、敏感になっていることがうかがえる。対応策により危険がどのように回避されるかなど、可能な限り丁寧かつ十分な説明に努められたい。
	⑦ 風力発電の利点について	環境への負担が少ないと言われている風力発電の利点について、積極的に発信して欲しい。 事業者の方針として、「地域振興に関する取り組み」を掲げているが、公共施設や一般家庭でも導入可能な「小型風力発電システム」について提案し、風力発電についての理解が進むような取組みを実施されたい。
	⑧ 特定対象事業の名称について	P(4)2.2.1 特定対象事業の名称の文中に、「北陸電力と関西電力それぞれに接続する計画として…」として書かれていて、また、住民に対してもそのように説明しているが、改変区域図（平面図）では、No.12風車ヤード付近に、関西電力系統の北大阪変電所に向かっている、高圧線接続への変電所建設の造成計画しかない。 この事業の売電先が関西電力のみなら、改めてそのことを住民に周知すべきであり、この準備書を訂正し、再度縦覧を行うべきである。 一方、北陸電力にも売電するのであれば、改変区域を図に示すべきで、このことは重大な修正であり、再度縦覧が必要と思われる。
	⑨ 資料の不備について	P486 図8.2-6(2)植物の調査位置（植生）（拡大）資料の中に、No.24及びNo.25の風車ヤードが示されていない。